

府中市精神障害にも対応した地域包括ケアシステム連絡会議設置要綱

令和4年10月14日

府中市要綱第97号

(趣旨)

第1条 この要綱は、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム（精神障害の有無又は程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加、地域の助け合い等が包括的に確保されたシステムをいう。以下同じ。）の構築を目指すに当たり、精神に障害を有する者（以下「精神障害者」という。）の生活に係る課題等について情報を共有し、意見の交換を行うため、府中市精神障害にも対応した地域包括ケアシステム連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 連絡会議は、次に掲げる事項について意見の交換等を行うものとする。

- (1) 精神障害者の生活に係る課題及び情報の共有に関する事項
- (2) 精神障害者の生活の支援に係る連携の強化に関する事項
- (3) 精神障害者の生活の支援に係る対応策の検討に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する事項

(構成)

第3条 連絡会議は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 東京都多摩府中保健所の職員 1人
- (2) 東京都立多摩総合精神保健福祉センターの職員 1人
- (3) 病院、診療所等の職員 3人以内
- (4) 訪問看護事業所の職員 1人
- (5) 障害福祉関係団体の構成員 5人以内
- (6) 社会福祉関係団体の構成員 1人
- (7) 住宅関係団体の推薦する者 1人

- (8) 地域生活支援センター等の推薦する者 2人以内
- (9) 民生委員の職にある者 1人
- (10) 府中市の職員 3人以内
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者
(会長)

第4条 連絡会議に会長を置き、前条各号に掲げる者（以下「構成員」という。）の互選によりこれを定める。

2 会長は、連絡会議を代表し、会務を総理する。
(構成員以外の出席)

第5条 連絡会議は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を連絡会議の会議に出席させて意見を聞き、又は説明を求めることができる。

(守秘義務)

第6条 連絡会議の構成員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(謝礼)

第7条 連絡会議の会議の出席に係る謝礼は、1回につき5,000円以内とする。

(庶務)

第8条 連絡会議の庶務は、福祉保健部障害者福祉課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか連絡会議の運営について必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年10月14日から施行する。